

議案第 69 号

藤岡市モーテル類似旅館建築等規制条例の一部改正について

藤岡市モーテル類似旅館建築等規制条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 30 年 9 月 4 日提出

平成 30 年 9 月 4 日可決

藤岡市長 新 井 雅 博

藤岡市条例第 号

藤岡市モーテル類似旅館建築等規制条例の一部を改正する条例

藤岡市モーテル類似旅館建築等規制条例（昭和 59 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

- (1) モーテル類似旅館 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業を目的とし、かつ、専ら異性を同伴する客の宿泊又は休憩に利用させる施設のうち、当該施設の構造及び設備が規則で定めるものをいう。

第 2 条第 2 号を削り、同条第 3 号中「、又は」を「又は」に、「第 1 号」を「前号」に改め、同号を同条第 2 号とする。

第 3 条中「ホテル営業、又は旅館営業等」を「旅館・ホテル営業」に改める。

第 4 条中「藤岡市において、モーテル類似旅館を建築等しようとする者」を「建築主」に改める。

第 5 条中「次の各号に」を「次に」に改め、「（以下「禁止区域」という。）」を削り、同条第 3 号中「児童、福祉施設」を「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設」に改め、同条第 6 号中「認められる」を「認める」に改める。

第7条第1項中「通知をした」を「通知した」に、「建築等をしよう」を「建築等しよう」に改め、「その」を削り、同条第2項中「建築等をした」を「建築等した」に改め、「同様」の次に「に」を加える。

第8条第1項中「、関係者」を「、又は関係者」に改め、同条第2項中「掲示」を「提示」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。